第十二条の二中「第十九条の二十六第二項本文」を「第十九条の三十五の四第二項本文」に改める。

第十二条の三中「第十九条の二十六第二項第一号」を「第十九条の三十五の四第二項第一号」に改める。

第十五条中「第十九条の二十六第五項第一号」を「第十九条の三十五の四第五項第一号」に改める。

第十七条の二第一項中「大気の汚染」の下に「、地球温暖化」を加え、「第十一条の十一第二項」を「第十一条の十一」に改める。

別表第二の二を次のように改める。

別表第二の二（第四条、第十一条の十関係）

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一　食物くず（次号上欄に掲げるものを除く。）	南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出すること（以下「粉砕式排出方法」という。）。 ロ　国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ　当該船舶の航行中に排出すること。
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。
	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。
	乙海域	当該船舶の航行中に排出すること。
二　食物くず（鳥綱に属する種の個体（その個体の一部を含むものとし、その加工品を除く。別表第四第二号において同じ。）を含まないものに限る。）	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。
	海洋施設等周辺海域（南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。）	粉砕式排出方法により排出すること。
	乙海域	当該船舶の航行中に排出すること。

備考

一　この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

二　この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘採のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。

三　この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域（乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

四　この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

五　この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

イ　北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域

ロ　スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域

ハ　北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域

六　この表において「ガルフ海域」とは、別表第一の五に掲げるガルフ海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

七　この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

八　この表において「拡大カリブ海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

九　この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三を次のように改める。

別表第三（第四条の二関係）

廃棄物	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一　第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　最小限度にとどめて排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。